

平成 27 年 12 月 8 日
福島県原子力安全対策課

福島労働局と福島県との労働安全合同パトロールの実施について

1 合同パトロール実施の背景・趣旨

昨年度以降、福島第一原子力発電所内の平日 1 日当たりの作業員数が約 7,000 人に達していることや死亡事故を含む労働災害が発生している状況等を踏まえ、現場において適切に労働安全が確保されているか、労働環境の改善や労働災害の再発防止対策が確実に実施されているか等の状況を確認するため、福島労働局と福島県が合同で現場パトロールを実施することとした。

2 日時

平成 27 年 10 月 21 日（水） 10:00～14:00

3 実施方法

福島労働局が 2 班体制で行う現場パトロールのうちの 1 班に福島県の職員が同行してパトロールを実施した。

4 パトロール実施者

福島労働局富岡労働基準監督署 3 名、福島県原子力安全対策課 3 名

5 調査結果



○ 5 号機タービン建屋 2 階

タービン建屋 2 階フロアに設けられた作業用の仮設足場の組立状況、現場の安全掲示盤に掲示されていた防護指示書等の書類等を調査した。



○ 5、6号機サービス建屋1階
5・6号機ホットラボ拡張工事における塗装作業の現場確認を実施するとともに、作業員に対して、作業主任者の専任状況等について聞き取り調査を実施した。



○ 5号機タービン建屋屋上
ポンプの試運転作業が行われていたことから、試運転作業の現場確認並びに作業員へのポンプ巻き込まれ防止措置等について聞き取り調査を実施した。

5 今後の予定

- 今後も東京電力による労働災害防止対策の取組み状況を確認するため、引き続き、四半期に1回程度、福島労働局との合同パトロールを実施していく。